

マイクロファイナンス
規制・監督イシューにおける、
債務者の
マイクロファイナンス機関への参加

---参加の視点からする、“人権としてのクレジット”再考---

湯川洋久

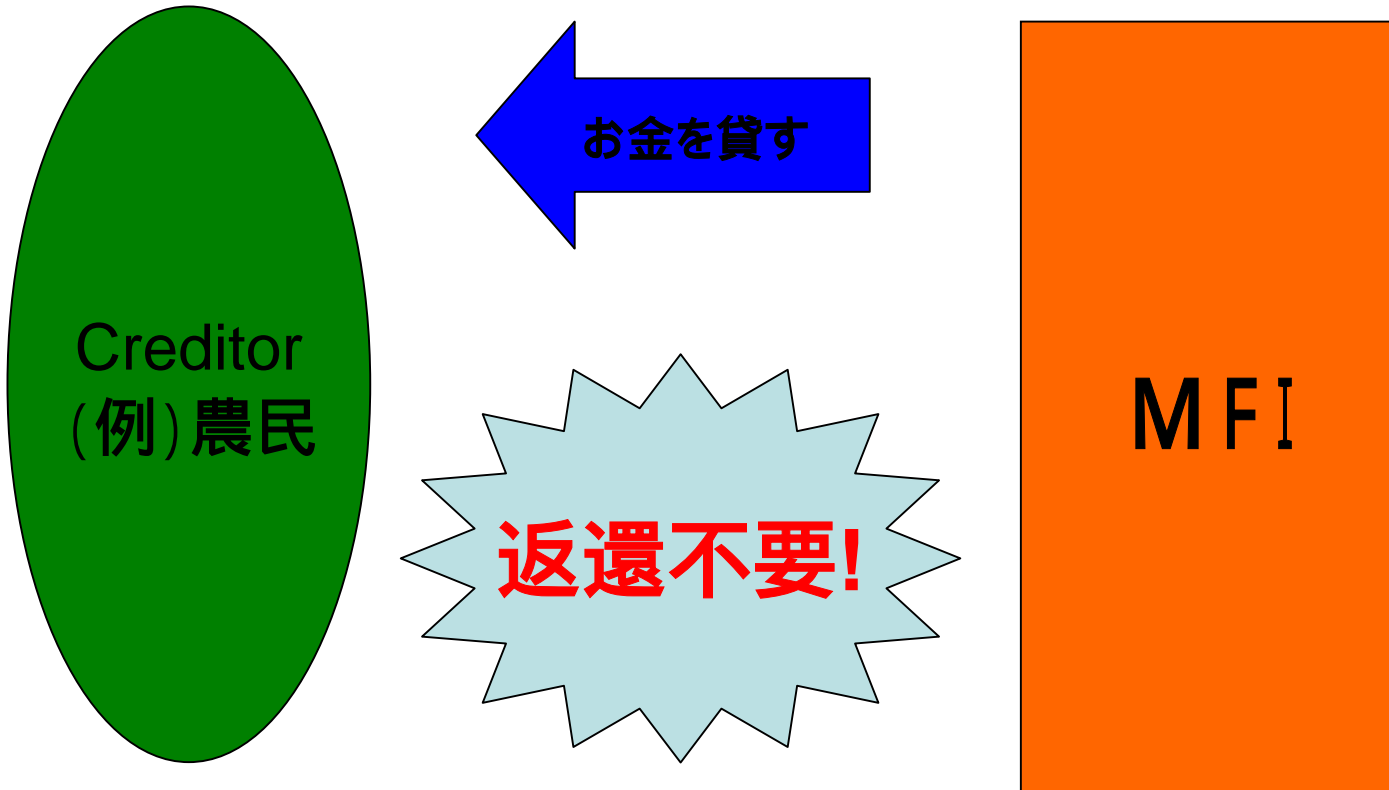
目次

- 1 . 問題提起・視点- Creditor(債務者)は債務を逃れるだけ-
- 2 . Creditor(債務者)は債務を逃れるだけ、ということは？
- 3 . マイクロファイナンス機関(MFI)が経営不振でつぶれたときの、既存の制度による、将来の債務者のクレジット・アクセスの可能性
- 4 . 債務者が経営に参加する権利の創設の必要性
- 5 . その論理構成 MFIの特徴(必要性)とCredit as Human Right(許容性)
- 6 MFIの特徴と問題点・Credit as Human Right
- 7 . 債務者の情報の利用とその構成 債務者集会制度及びご意見箱制度
- 8 . 今後の課題

1. 疑問の出発点

MFIが倒産すると

Creditor(債務者)は債務を逃れるだけ



問題提起

債務を返さなくてよくなるから、とって、
将来のクレジット(債務)へのアクセス権
までも奪っていいのか？

3. MFIが経営不振でつぶれたときの、既存の制度による債務者保護の可能性

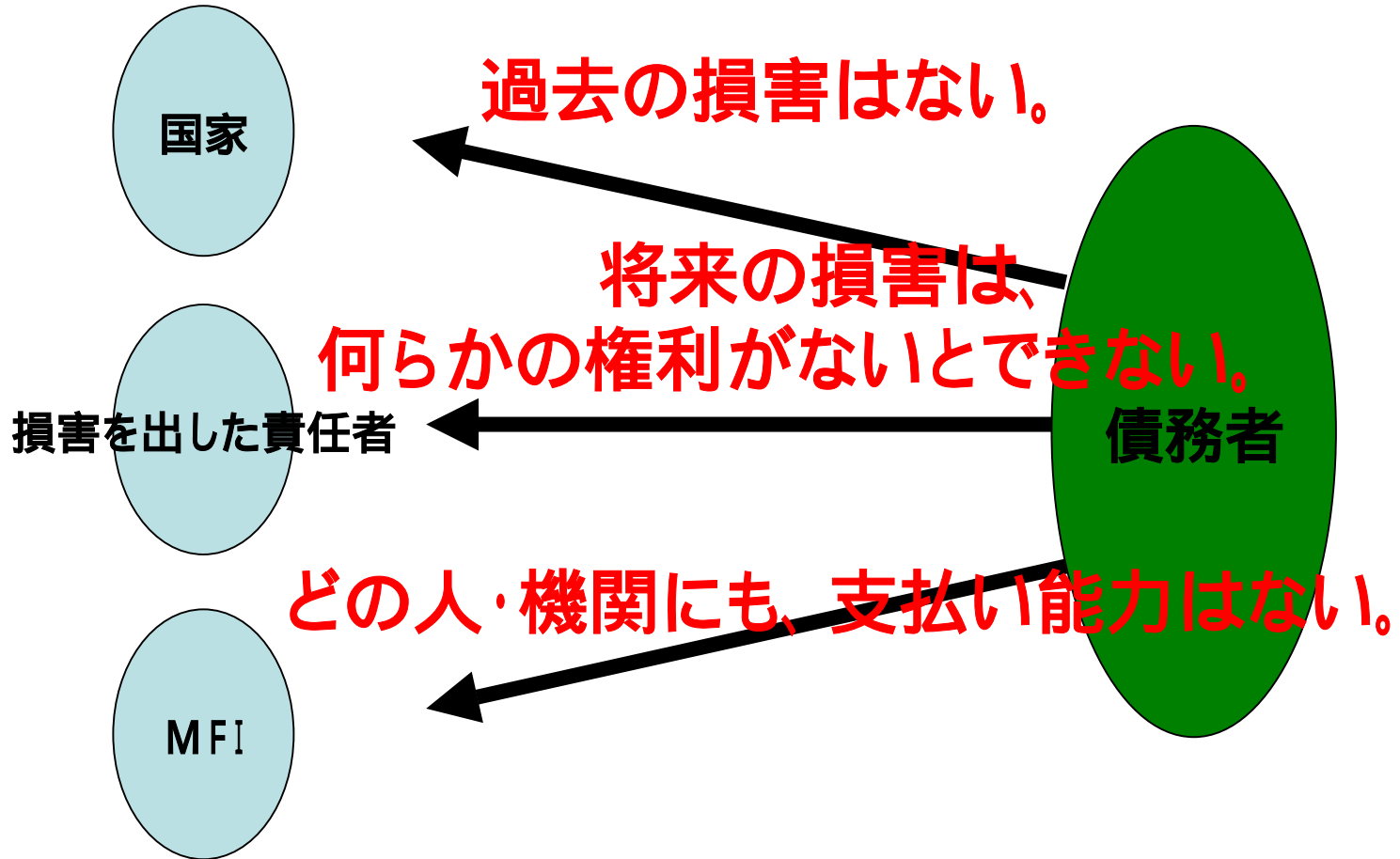
(1) 政治的責任追及の可能性

(2) 損害賠償の追求可能性

(1) 政治的責任追及の可能性？



(2) 損害賠償の追求可能性？



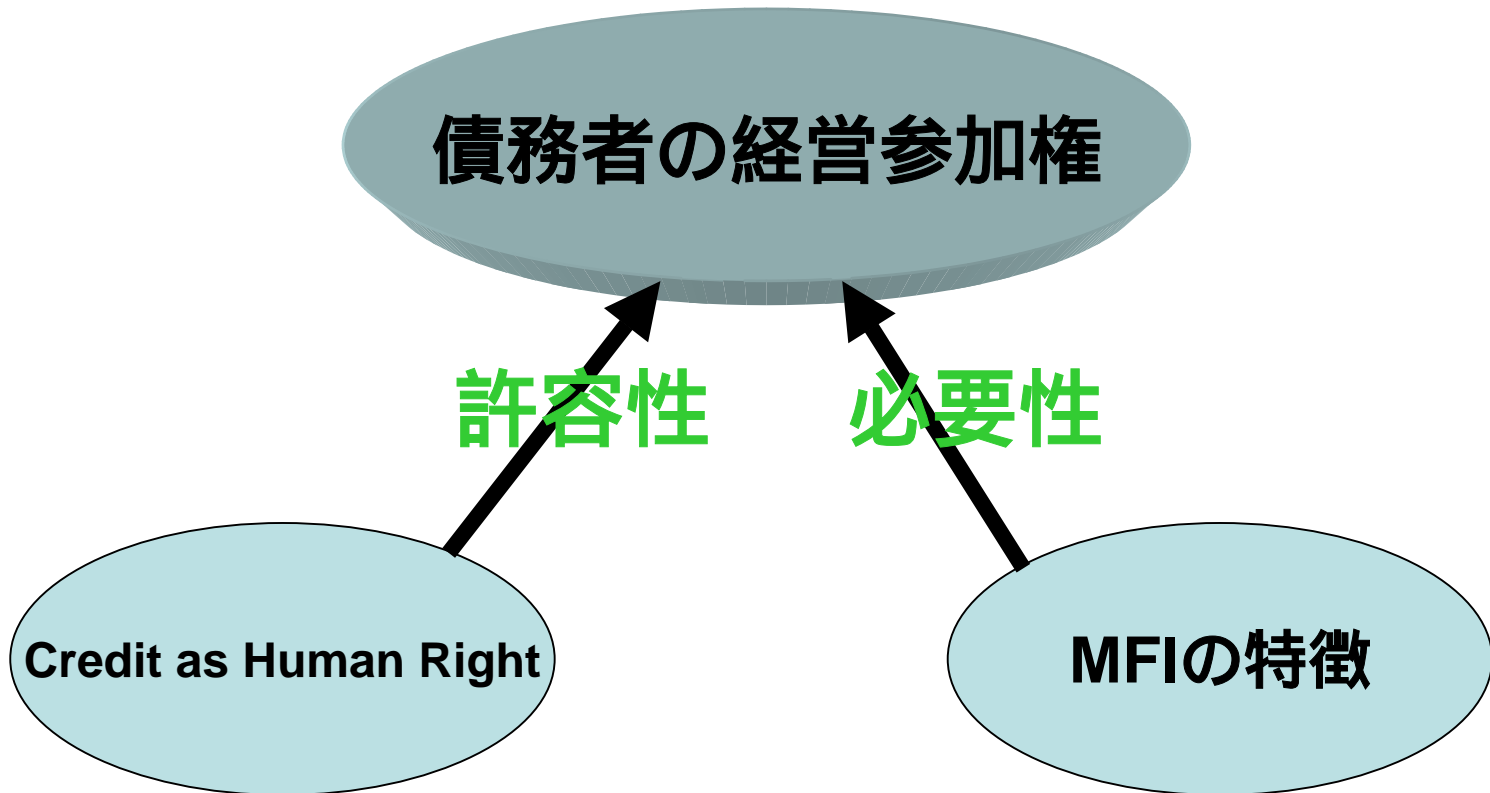
4 . 債務者が経営に参加する権利の創設の必要性

債務者のための
将来のクレジット・アクセス
を確保する方法を考える必要

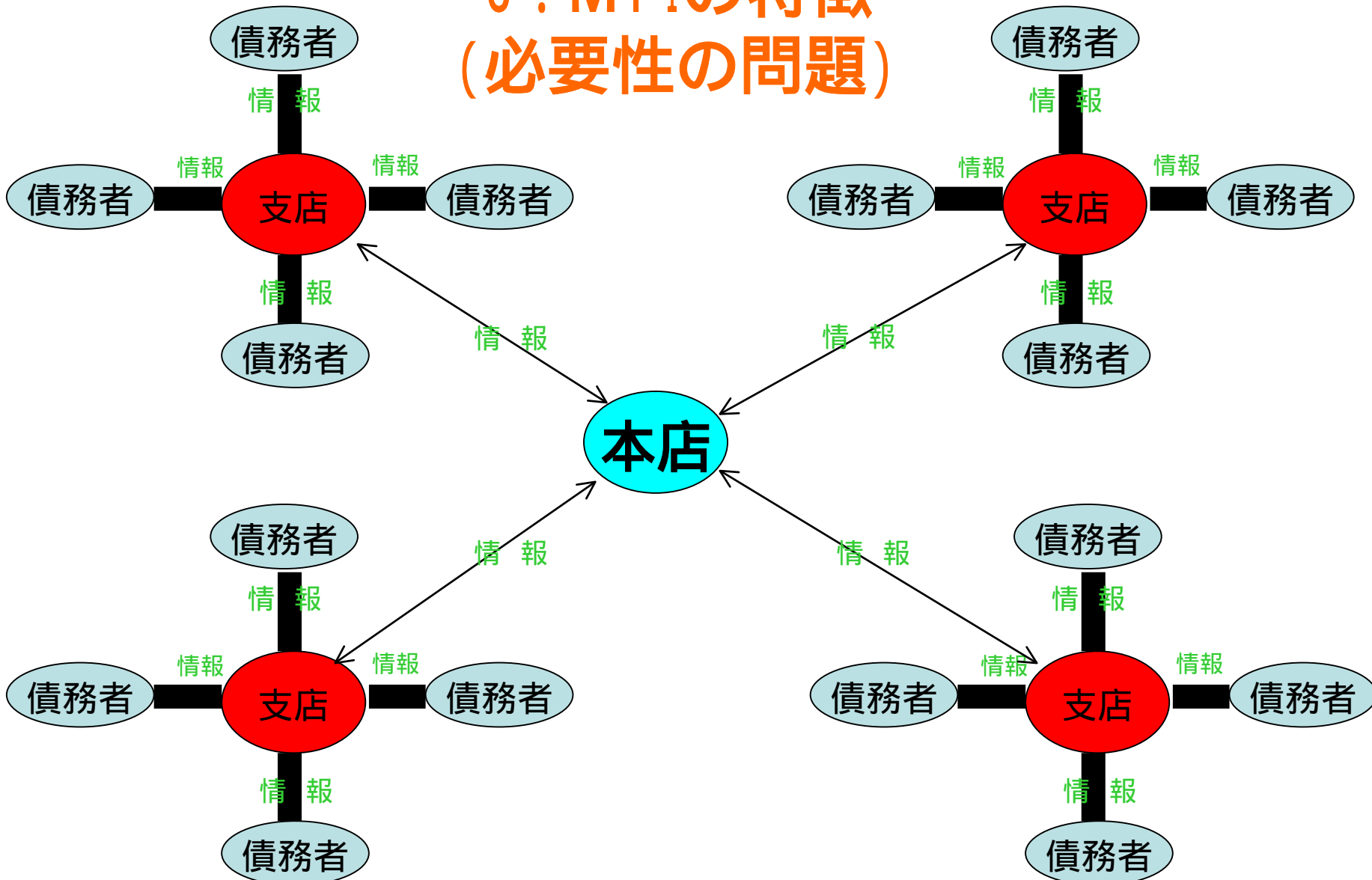
債務者が、MFIに対し、その声を反映させ、
経営を監視し、つぶれないようにする必要

債務者による**経営参加権**創設

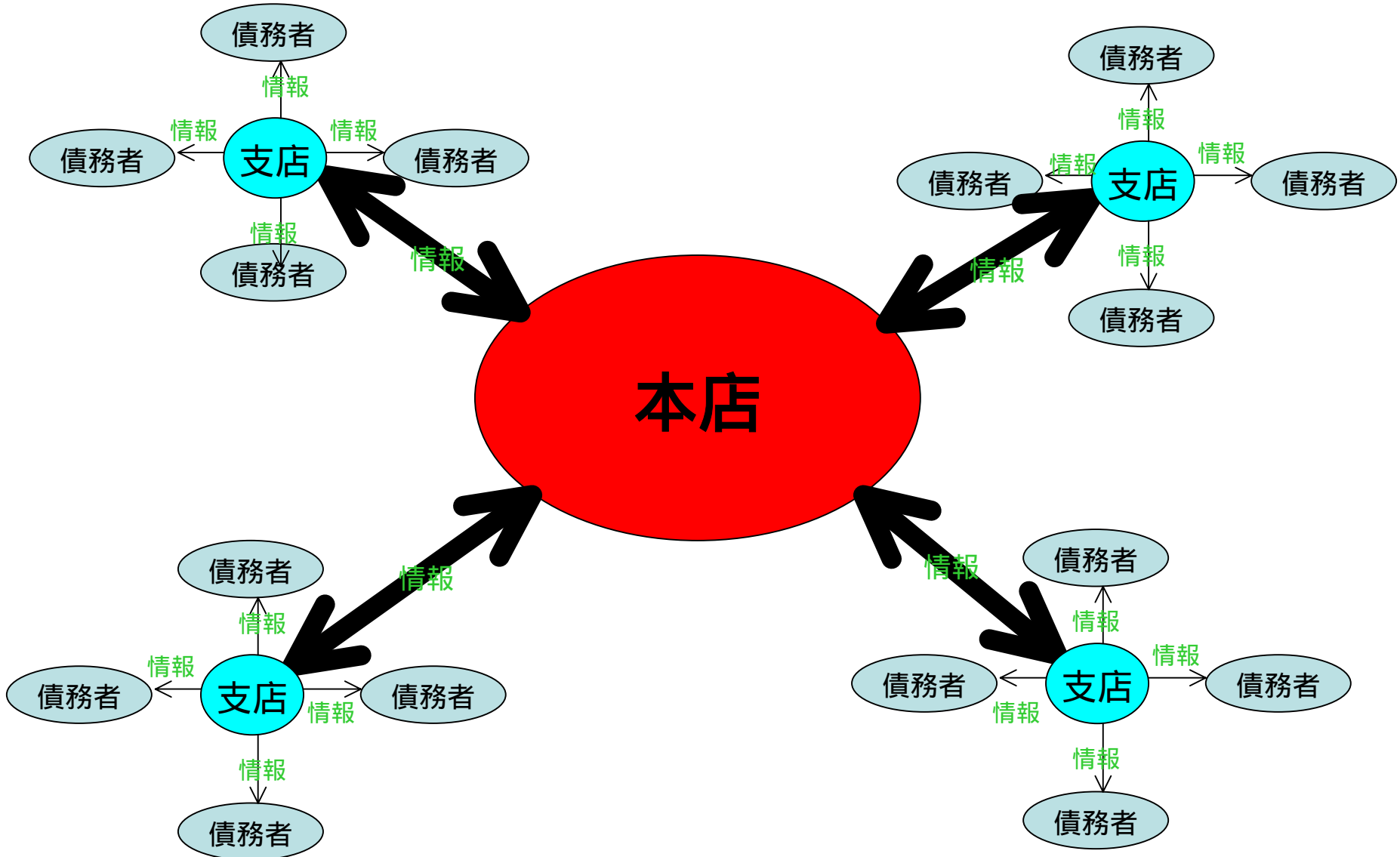
5. 経営参加権の論理構成



6. MFIの特徴 (必要性の問題)



一般の金融機関の特徴



6. Credit as Human Right (許容性の問題)

元々の定義:

全ての人(貧しい、貧しくないに関わらず)に、
クレジット・アクセスの機会を与えるという権利

私の考える定義:

将来に渡って、
クレジット・アクセスの機会を与えるという権利

7. 債務者の情報の利用とその構成(1) 債務者集会制度とご意見箱制度

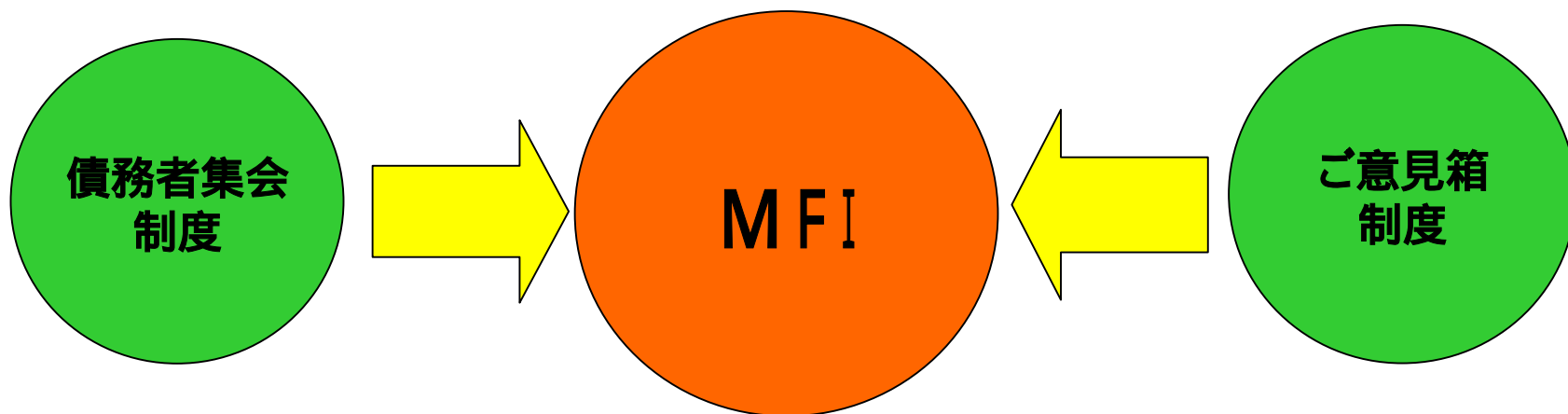
MFIの特徴
距離の近接性ゆえ
Loan Officerや支店と債務者との関係が密接

従って

Loan Officerや支店の情報は、
本店でなく、債務者が持つ

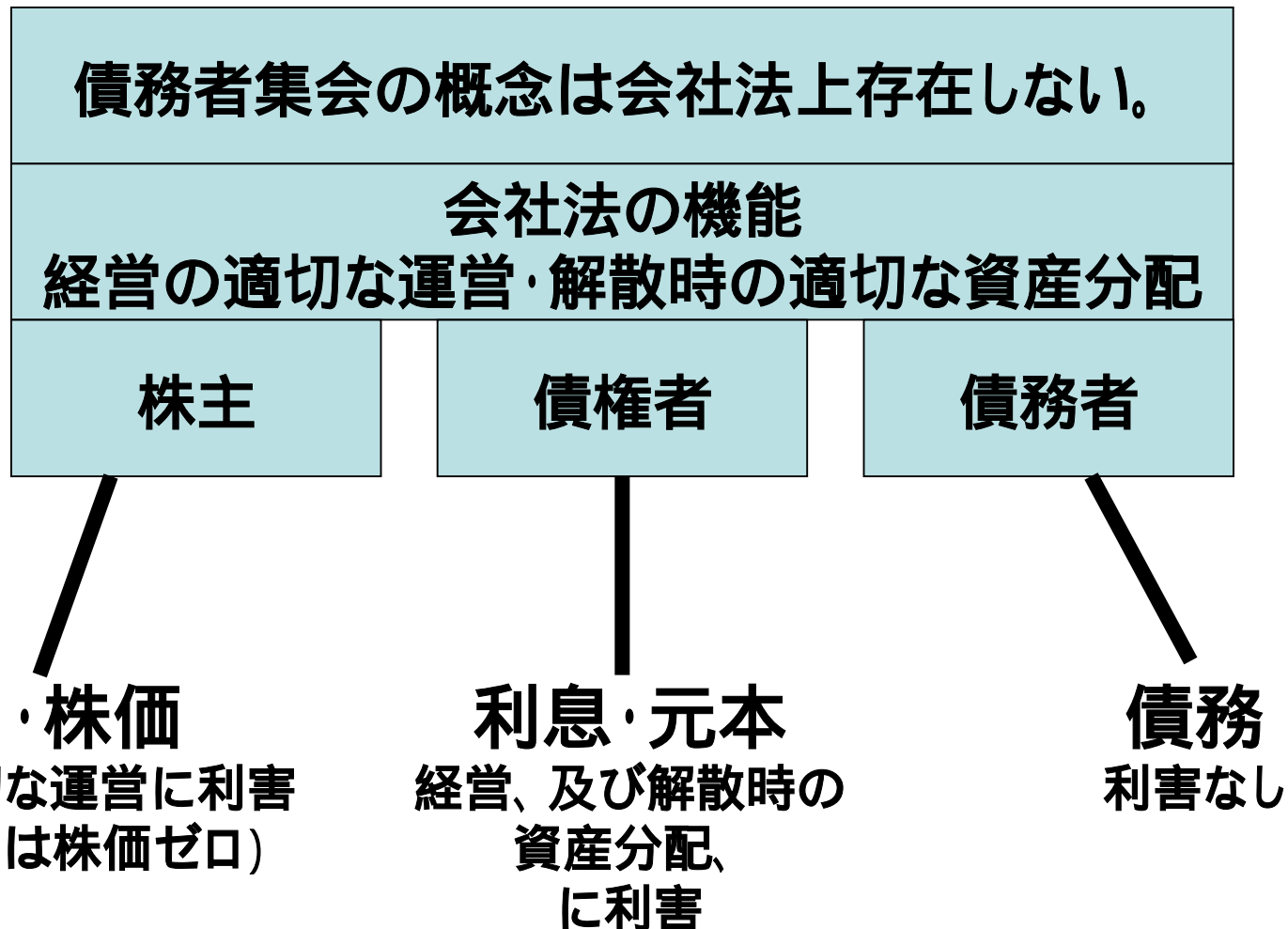
7. 債務者の情報の利用とその構成(2) 債務者集会制度とご意見箱制度

そのような、債務者が持っている
情報を経営に生かすには



7. 債務者の情報の利用とその構成(3)

(1) 債務者集会制度の創設



(1) 債務者集会制度の創設(2)

しかし

MFIの特徴・Credit as Human Right

そこで

債務者集会

7. 債務者の情報の利用とその構成(4) ご意見箱制度の創設

債務者は、簡単に裏情報などを集会で公表するか？

参加意識が十分にできるまでは大変では？

そこで

ご意見箱制度

8. 今後の課題

- 国民性、文化などによって、どの程度債務者が積極的に参加する可能性があるか、調査が必要。
- グラミン銀行では、住民の代表が経営会議に既に参加しているが、監督という意味では役に立っていない。どうしてなのか調査が必要。
- など。